

平成30年第11回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年11月26日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

なし

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島4番 新谷 義治 輪島5番 中谷 知晴

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 1人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第37号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

7 報告事項

- (1) 報告第30号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第31号 農地法制限除外の届出について
- (3) 報告第32号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 15

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第11回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号5番 山本 恒雄 委員及び 議席番号8番 谷内 吉夫 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第35号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第35号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は2件です。 【議案第35番、1番から2番を議案書をもとに朗読】 合計3筆5,050㎡で内訳は田が5,050㎡です。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい

	ると考えます。
議 長	それでは申請番号 1 番と 2 番について地区担当委員議席番号 10 番 森谷 正美 委員よりご意見をお願いいたします。
森谷委員	はい、おはようございます。森谷です。実は鈴屋地区の担当ですが改選前は私で、今回担当の宇羅さんが欠席という事で代理で報告させていただきます。11 月 17 日に他の用事もあり譲受人の親と面談しました。申請番号 1 と 2 ですが地図を見てわかるとおり、主要地方道珠洲里線の道路沿いであります。右上の 2 枚は続きの田で直ぐハウスを建てる予定であると聞いております。もう一方の鈴屋川沿いの三角の田ですが、これまで 83 才の方が作っていたんですが来年は作らないと言う事で近隣の農業法人が作る事になるだろうとの事でした。よろしく申し上げます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 35 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 35 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 36 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 5 ページをご覧ください。議案第 36 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。 【議案第 36 番、1 番を議案書をもとに朗読】

	<p>合計 1 筆 73 m²で内訳は田が 73 m²です。</p> <p>1 番については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えており、また集落に接続するものであることから妥当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 2 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>議席番号 1 2 番の安でございます。議案第 36 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてご説明いたします。現地は今ほど事務局から説明のあったとおり主要地方道七尾輪島線のコメリの跡地の向かいでございます。主要地方道七尾輪島線と市道で昔の県道に挟まれた部分になります。駐車場にするという事で周りに与える影響はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 3 6 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 3 6 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 3 7 号】の農業委員会法第 7 条の農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 12 ページをご覧ください。議案第 37 号の農業委員会法第 7 条の農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてです。</p>

【議案第37番を議案書をもとに説明】

今回改選により指針を作らなければいけないという事で案をお示しし、出席されていない推進委員さんも含め全委員にアンケートを実施しました。16日までに意見を集約した結果につきましては次のページにあります。遊休農地の目標については全て原案どおりでした。集積目標については増やすが2、原案通りが22、少なくが1でした。新規就農の目標についてはもっと多くが2つ、原案通りが23でした。その他意見として3つあり、集積率が上がったとしても管理や耕作に無理がでるのではないか、中山間地における遊休農地の発生防止のため農機具や鳥獣被害のための負担軽減が必要ではないか、自分の担当地区の事を考えると遊休農地・新規就農者については見通しが暗いという意見がありました。結果については以上となります。結果に基づき原案通りとしたいと思いたしますがいかがでしょうか。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第37号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって**【議案第37号】**は、原案どおり可決決定いたします。

次に**【報告第30号】**の農地法第3条の3の規定による通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書8ページをお開きください。報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

	<p>合計 8 筆 4,557.30 m²です。内訳は田が 4,300.30 m²、畑が 257 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 30 号】を終わります。次に【報告第 31 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 10 ページをお開きください。報告第 31 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 6 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、制限除外の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計 6 筆 28.84 m²で内訳は田が 24.92 m²、畑が 1.96 m²、その他が 1.96 m²です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 13 番 田中 喜義 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>はい、13 番田中です。現地は市道の横にある 50 坪ほどの畑であります。2mほどの畦畔があります。周りにはあまり手入れのされていない畑があります。所有者は周辺の方に了解をとってあるという事で何ら問題は無いと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>6 番坂下です。半年ほど前に携帯電話基地局という事で説明したことを覚えております。元々滝又小学校の跡地を事業者が使用しており現在は空き家になっていると思います。その敷地内にありますので滝又小学校</p>

	<p>の敷地にあるという方で皆さんわかるかと思えます。基地局は既に2つ建っておりますので道路の脇ですが影響はないと現地調査をしてきました。</p>
議長	<p>それでは、申請番号3番について地区担当推進委員輪島4番 新谷 義治委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新谷委員	<p>はい、新谷です。先日19日に現地に行って参りました。場所は河原田川にかかる河内橋から左に少し行ったところ。周りには田や畑が耕作されていますが特に迷惑がかかる事がないと見てきました。</p>
議長	<p>それでは、申請番号4番と5番について地区担当推進委員輪島5番 中谷 知晴 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
中谷委員	<p>はい、中谷です。4番については地権者は隣りにある家の方で去年辺りからここに携帯基地局を作りたいという話がきているんですけど在所でなんか問題ありますかと寄り合いで話をしていましたのでここだと思いました。下の田は作っていますが現地は草を刈ってきれいにしている所です。特にここに建てたからといって周りに影響のある所ではありません。続いて5番ですが茅葺庵から洲衛にでる能越道のつけている直ぐ下です。左側に炭焼きのあすなろに通じる道がある100mほど手前のところ。申請地の脇にはハウスがあります。近年田を作っていたのですが今年は草を刈った状態になっています。ハウスの横には既設のドコモさんがアンテナを建てており、その横にはKDDIさんが建てており、今回ソフトバンクさんが建てる訳ですが、道路の際でここに建てても問題はないと思えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号6番について地区担当委員議席番号5番 山本 恒雄委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>6番の現地ですが、横にハウスが建てまして農道から7~8mほどのところにあり3m×4mで建てるそうです。地主さんは今年イノシシの被害に遭い一つも刈れなかったそうです。周りの田も同様で、上の1反6畝の他は昨年やられたのでやめたら今年は下の田が全てダメだったそう</p>

	<p>です。今建ったからといって問題はないと本人は言ってました。区長さんにも確認したのですが携帯電話が通じる事なんてそんないいことないがいやという事でした。問題はなにもありませんでした。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第31号】を終わります。次に【報告第32号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 18 ページをお開きください。報告第 32 号農地改良届出についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地改良の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計 1 筆 119 m²で内訳は田が 119 m²です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第32号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>
議 長	<p>「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については谷内 誠一委員より報告をお願いします。</p>
谷内委員	<p>(谷内委員より「1・1・1 運動」の活動報告)</p>
議 長	<p>それでは第 11 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。</p>

平成30年11月26日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

5 番

署 名 委 員

8 番
